



豊監公表第21号

令和2年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年（2021年）8月25日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	相 間 佐 基 子
同	大 田 康 治
同	神 原 宏 一 郎

令和3年(2021年)8月18日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和2年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和3年1月28日)

対象となった 部局 課・施設の名称	要望事項	講じた措置の内容
消防局 北消防署	「高速道路通行券受払簿1年」簿冊において、現行の高速券交付簿及び公務自動車証明書管理表では、車載している通行券について使用の確認記録がないため、様式の改善等管理手法の見直しを検討されたい。	払い出した通行券については、各車両の車載枚数を定め、車両管理責任者が毎朝の日常点検時に確認するとともに、通行券受払簿担当者に月末に日常点検表にて各車両の枚数を報告するよう、管理手法を改善いたしました。なお、行先・用務は各車両の自動車日誌に記載があり、使用区間については高速券の半券に記載しています。 また、「高速道路通行券受払簿1年」簿冊を予算に関する軽易なものとして保存期間を見直し「高速道路通行券受払簿3年」簿冊に改めました。 (令和3年度より公務自動車証明書管理表は、警防課の所管です。)